

祭礼等の催しに伴う一時的食品営業取扱い要領

(別表1)

分 類	運 用 範 囲
汁 物	事前に仕込み（細切、煮込み等）し、その場で煮込んだものであって次に揚げるもの。 みそ汁、豚汁、そば米汁等
煮 物 類	事前に仕込み（細切、煮込み等）し、その場で煮込んだものであって次に揚げるもの。 おでん、関東煮
焼 物 類	事前に仕込み（細切、素焼き等）し、その場で焼いたものであって次に揚げるもの。 イカ焼き、川魚の塩焼き、田楽 営業許可施設で串刺し、素焼きしたものをその場で焼いたもの 焼き鳥 魚肉練り製品製造業の許可施設で素焼きし、その場で焦げ目を付けたもの 焼きちくわ
お好み焼き類	事前に仕込み（細切等）し、その場で水に溶いた小麦粉等と混ぜ合わせて焼いたものであって次に揚げるもの。 お好み焼き、たこ焼き
め ん 類	うどん、そば、そうめん、中華麺をその場で茹でるか焼いたもの、カップめん
揚 物 類	事前に仕込み（細切等）した具を、その場で調理した溶き粉につけて油で揚げたもの。 ちくわ天ぷら、イモ天ぷら、鶏唐揚げ、フライドポテト、イカ天ぷら等
ドッグ類	ソーセージ類をそのまま若しくは衣を付けて焼くか油で揚げたもの
喫 茶 類	ところてん、かき氷、甘酒の小分け、清涼飲料水の小分け、コーヒー、紅茶、ぜんざい、アメ湯、アイスクリームの小分け等
菓 子 類	焼菓子、揚菓子、アメ菓子類 大判焼き、鯛焼き、ドーナツ、クレープ、みたらし団子等

(参考) 本来許可を必要としないもの
やきいも、焼きトウモロコシ、わた菓子、パットライス、ポップコーン、へぎ餅、もち（あん入り等を除く）